

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	市費単独住宅管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、市費単独住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和4年長岡市条例第48号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市費単独住宅管理事務
②事務の概要	長岡市営住宅条例(平成9年条例第34号)に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する住宅の管理に関する事務を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 収入の申告及び家賃等の決定に関する事務 2 家賃等の徴収に関する事務 3 家賃等の減免及び徴収猶予に関する事務 4 入居申込及び入居決定に関する事務 5 入居者及び同居者の異動に関する事務 6 同居及び入居の承継の承認に関する事務 7 明渡し請求等に関する事務 8 収入状況の報告の請求等に関する事務
③システムの名称	1 公営住宅管理システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 条例別表第1第5の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部生活支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部生活支援課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2229
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認をしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・入居者関係書類の作成・保管・廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類の持ち出しを制限するとともに、保管にあたっては書棚において適正に管理している。また、特定個人情報を含む情報を外部記録媒体に保存及び持ち出しをしないことを徹底している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年9月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和3年3月3日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年9月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和4年6月8日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項 条例別表第1第5の項	事後	重要な変更にあたらな項目
令和4年6月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらな項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和5年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和5年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和5年6月8日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	「条例」…………長岡市個人情報保護条例(平 成27年長岡市条例第31号)	「条例」…………長岡市個人番号の利用等に 関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらな項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」…………行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 「主務省令①」…行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命 令(平成26年／内閣府／総務省令第5号) 「主務省令②」…行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(令和4年／内閣府／総務省令第7 号) 「条例」…………長岡市個人番号の利用等に 関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」…………行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 「条例」…………長岡市個人番号の利用等に 関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー照会を行う際には、4情報または住所 を含む3情報による照会を行うことを厳守してい る。 また、以下の局面で特定個人情報の取り扱い に関して手作業が介在するが、いずれの局面 においても複数人での確認をしており、人為的 なミスが発生するリスクへの対策は十分である と考えられる。 ・入居者関係書類の作成・保管・廃棄	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を含む書類の持ち出しを制限するとともに、保管にあたっては書棚において適正に管理している。また、特定個人情報を含む情報を外部記録媒体に保存及び持ち出しをしないことを徹底している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更にあたらない項目